

## 沖縄県加工食品等に関する台湾向け証明書発行事務処理要領

(平成 27 年 5 月 27 日沖縄県商工労働部長決裁)

### (目的)

第 1 条 この要領は、平成 27 年 5 月 15 日以降、台湾の輸入規制強化により輸出国の地方政府等の発行する産地証明書（以下「証明書」という。）を発行する必要性が生じているため、輸出する加工食品等の証明書発行条件及び手続きについて定めるものとする。

### (証明書発行の対象となる加工食品等)

第 2 条 証明書発行の対象となる加工食品等とは、農林水産物等（農林水産物関係の食品（直接又は加工後に食されることを意図した産品）及び飼料（動物の餌とすることを専ら目的とした産品））以外のもの（以下「加工食品等」という）とする。

### (証明書の発行要件)

第 3 条 証明書を発行する加工食品等は、沖縄県内で生産または最終加工（単純なカットや詰め替え等の簡易的な加工作業は含まれない）されたものであることとする。但し、台湾から輸入停止ないしは放射能検査証明書の発行を求められている都道府県の原材料が含まれたものは除く。

### (証明書の申請手続き)

第 4 条 証明書の発行を申請する者は、以下に掲げる書類を提出するものとする。なお、外国語による証明書類の場合、その日本語訳を添付すること。

#### (所定様式)

- ・別記様式 1 委任状 ※ 手続を委任する場合のみ
- ・別記様式 2 輸出食品等に関する証明申請書
- ・別記様式 3 輸出証明書

#### (輸出証明書記載事項が確認できる書類)

- ・インボイス（送り状）（注 1）
- ・パッキングリスト

#### (最終加工地を確認できる書類)

- ・商品ラベルのコピーや商品の写真（注 2）

(注 1) インボイス等に記載の内容（出発地、到着地、航空便名等）に変更があった場合、速やかにその内容が分かる書類（B/L もしくは AWB、積戻許可通知書等）を提出すること。

(注2) 製造者の住所と最終加工地の所在地が異なる場合、その両方が分かる書類を提出すること。また、製造所固有の記号に係る食品衛生法の規定に基づく届出を行っている場合、その届出書の写しを提出することとし、係る書類が入手できない場合、販売者等のウェブサイトを印刷した書面又は販売者等に電話等で確認し、日付、担当者、連絡先及び確認内容を記した確認書類を提出すること。

(申請先)

第5条 前条に基づく申請先は、沖縄県商工労働部国際物流商業課（以下、「県」という）とする。申請にあたっては、前条の必要書類及び返信用封筒（必要分の切手を貼り付けておくこと）一式を下記あて郵送あるいは持参すること。なお農林水産物等に係る取扱いは、沖縄県農林水産部が別途定める。

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2 (8F) 沖縄県商工労働部国際物流商業課

(証明方法)

第6条 県は、前条に基づき申請書を受理した場合、申請内容を審査確認の上、輸出申請書に「沖縄県商工労働部長」印を押印して署名した証明書を発行する。

(その他)

第7条 証明書の発行申請にあたっては、書類不備等による書類補正の期間を勘案し、相当程度期間にゆとりをもって申請すること。

2 この要領に基づく証明書による加工食品等の輸出に係る事項に対する一切の責任は申請者が負うものとする。また、違反等があった場合には、速やかに県あて報告するとともに、調査等に対して協力を行うものとする。

3 本証明書は、日本政府と台湾政府との様式取り決めがなされない中で、県として独自に発行したものであることから、台湾税関における円滑な通関を保証するものではないことに留意すること。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、証明書の発行に関し必要な事項は、別途定めるものとする。

附 則

この要領は、平成27年6月1日から適用する。